

生涯スポーツ教室

申込・問合せ先 教育委員会福島分室

(大会事務局)

☎ 0955・47・2006

●ソフトバレーボール教室

【日時】 2月26日(水) 午後8時～

【会場】 福島体育館

・後記の大会に参加するチームは、この教室にも参加してください(ルール説明などを行います)。
・参加申込は不要

●第17回ソフトバレーボール大会

【日時】 3月1日(土) 午後6時30分～

【会場】 福島体育館

【種目】 ファミリー・女性・フリーの部

※全て4人制

・参加申込締切：2月26日(水)

【全日程共通の留意事項】

○参加資格は、原則として松浦市民とします。

○体育館シューズ・タオルを持参。

○事前に傷害保険に加入されることをお勧めします。「スポーツ安全保険」への加入は、事務局へ申し出てください。

○中学生以下の人は、必ず保護者などの成人同伴でお越しください。

○ルールなどの必要な事項は、関係者と協議の上、スポーツ推進員が説明します。

○参加中にけがした場合は、必ず事務局へ届け出てください。

国税に関する租税特別措置の活用について

○問合せ先 まちづくり推進課企画統計係 ☎内線 315、316

～設備投資を行った事業者の皆さんへ～

半島地域振興の一環として、地域の産業振興・雇用創出などに資する設備投資を行った事業者の皆さんは、一定の要件(業種・投資内容など)を満たす場合に国税に関する租税特別措置を活用することができます。

【対象業種・資本金別の取得価額要件など】

業種	取得価額		
	資本金 1,000万円以下	資本金 1,000万円超 ～5,000万円以下	資本金 5,000万円超
製造業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上 (新增設による取得に限る)
旅館業			
農林水産物等販売業 ※1	500万円以上		500万円以上 (新增設による取得に限る)
情報サービス業等			

※1 対象地域外への販売を目的とする事業に限る

【割増償却の償却限度額・期間】

取得した減価償却資産	償却限度額	償却期間
機械・装置	普通償却限度額の32%	5年
建物・付属設備、構築物	普通償却限度額の48%	



【手続き方法】

国税の租税特別措置(割増償却)を活用するためには、税務申告時に松浦市が定める「半島地域産業振興計画」に適合する設備投資であることの証明書を添付する必要があります。まずは市に対して確認申請を行ってください。

※地方税の取扱い

地方税については、業種・投資内容に応じて、半島地域として不均一課税措置を受けるか、過疎地域として不均一課税または課税の免除措置を受けるか、どちらかを選ぶことができます。

詳しくは税務課にお問い合わせください。

平成26年度 交通災害共済加入受付中!

○問合せ先 市民生活課住民・年金係 ☎内線124

自動車や電車などの交通機関が発達している今日、いつ交通事故災害に遭うか分かりません。『もしも』のときのために、家族そろって交通災害共済に加入しましょう。

平成26年度 交通災害共済の加入受付は2月3日(月)から開始します。

◆ 交通事故災害とは

国内で自動車、汽車、電車、原動機付自転車、自転車(16インチ以上)、旅客船、旅客機などの接触、衝突、転覆などにより事故に遭った場合

◆ 加入できる人

本市に住民登録をしている人、就学(学生)のため一時的に転出している人

◆ 共済掛金

加入者1人につき500円

※中途加入者(4月1日以降の加入者)も同額

◆ 共済期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

※中途加入者(4月1日以降の加入者)は、市民生活課、各支所および出張所で加入申込書が受理された日時から平成27年3月31日まで

◆ 支払われる見舞金

災害の程度に応じ、1万円から最高100万円まで

◆ 見舞金の請求期限

事故発生日から2年以内

◆ 申込方法

加入申込書に住所および加入者の氏名を記入し、掛金を添えて市民生活課または各支所および出張所へ直接申し込んでください。



消費生活センターだより

○問合せ先 松浦市消費生活センター ☎内線180

架空請求のメール・はがきにご用心!

<事例>

- ①携帯電話に「以前登録した有料サイトで無料期間後に退会手続きがされていないので料金が発生している。連絡がほしい」というメールが来た。身に覚えがない。
- ②携帯電話に「心当たりのない有料サイトの未納金請求の和解をしたい人は電話を」と書かれたメールが届いた。どうするべきか。
- ③携帯電話に「サイトの料金請求に関する調査を依頼された」という調査会社から「そのままにしておく」と法的措置をとるので、至急連絡するように」とのメールが届いた。身に覚えはないがどうしたらいいか。

<ひとこと助言>

身に覚えのない債務や電話情報料を請求されたという相談が相次いでいます。

請求手段は、はがき・携帯へのメール・電話とさまざまですが、いずれも請求根拠はあいまいで、何らか

の名簿を元に、適当に送ったものと思われます。

契約がなければ支払い責任はありません。

架空請求で、過去に自宅に押し掛けられたという相談はありません。過剰に心配して業者に内容を問い合わせたりしないようにしましょう。逆に電話番号を知られたり、脅されたりするケースもあります。しつこい請求が続き、日常生活に支障をきたしたり脅迫された場合は、消費者センター・警察に相談してください。

- 根拠のない請求には応じないこと。相手先に自分から連絡をしないこと。
- 電話番号・勤務先・学校名などの個人情報、聞かれても絶対に答えないこと。
- はがき・封筒・電子メールは保管しておき、警察にも情報提供すること。

※おかしいなと思ったときは、消費生活センターにご相談ください。